



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 住友理工株式会社
代表者名 社長 西村義明
(コード：5191、東証・名証第1部)
問合せ先 広報部長 岩代二郎
(TEL. 0568 - 77 - 4222)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 18 日開催予定の第 127 期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日に施行された改正会社法において、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、定款第 24 条（社外取締役の損害賠償責任の限定）および第 32 条（社外監査役の損害賠償責任の限定）の規定の一部を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所は下線の部分であります。)

現行定款	変更案
<p>第 24 条（社外取締役の損害賠償責任の限定） 当社は、社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、その責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 24 条（取締役の損害賠償責任の限定） 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、その責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 32 条（社外監査役の損害賠償責任の限定） 当社は、社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、その責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 32 条（監査役の損害賠償責任の限定） 当社は、監査役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、その責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 18 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 18 日（即日施行）

以 上